剰余金処分案

（単位：円）

Ⅰ　当期未処分剰余金		994,222,221
Ⅱ　剰余金処分額		
1 利用分量割戻金		
共同購入・店舗・生活事業利用割戻金	386,000,000	
2 出資配当金	10,125,110	
3 任意積立金		
リスク対策積立金	540,000,000	
		936,125,110
Ⅲ　次期繰越剰余金		58,097,111

上記のとおり剰余金処分案を提案いたします。

2024年6月25日
理事長　日髙　宏

剰余金処分案の注記事項

（１）法定準備金について、定款７３条において出資総額の２分の１に相当する額に達するまで、毎事業年度の剰余金の１０％以上の積み立てをしなければならないと定めています。法定準備金は、すでに出資総額の２分の１に相当する額に達しているため法定準備金の積み立ては行いません。

（２）定款７６条利用分量に応ずる割戻しを以下の基準で行います。
　２００３年総代会決定で「剰余金の４０％を組合員に対して出資金および利用高に応じて割り戻す」としました。当年度は、通常総代会時点の在籍組合員に対して、２０２３年４月から２０２４年３月までの店舗と共同購入利用高に対して１．１２％、生活事業利用高の０．５６％の割戻しを行います。

（３）定款第７７条による出資配当を以下の基準で行います。
　２００３年総代会決定の「３月３１日現在のゆうちょ銀行の１年定額貯金利率に０．２％を加えた額」にもとづいて、２０２４年３月末の１年定額貯金利率０．００２％に０．２％を加えた０．２０２％で出資配当を行います。
　通常総代会時点の在籍組合員に対し、２０２３年４月から２０２４年３月の各月末の平均出資金額に対して、０．２０２％（税引き後０．１６０％）の出資配当とします。

（４）事業環境の変化による事業継続リスクに備え、「リスク対策積立金」を積み立てます。

（５）税効果会計の影響により、当期剰余金が減少しています。同額を税効果積立金より取り崩し、税効果による剰余金の変動が利用割戻しに影響しないようにしています。

（６）次期繰越剰余金には、消費生活協同組合法第51条の4第4項の教育事業等繰越金５，０００万円が含まれています。

上記の利用割戻しと出資配当は、割戻し額のすべてを組合員さんの「くらしの積立」に加算します。
詳しくは、７月わが家の声カードでご案内します。